



くらしの中に

総務省

(資料4)

木材利用促進に関する総務省の取組

令和6年6月
総務省

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進

国・地方公共団体は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、公共建築物における木材の利用に努めるなどとされている。

また、建築物一般における木材利用を促進するため、協定の締結や必要な措置を講ずるよう努めるなどとされている。

まち 都市の木造化推進法の概要

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- **地方公共団体は**、経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて施策を策定・実施、**公共建築物における木材の利用に努めなければならない**

<基本方針>（第10条関係）

- 木材利用促進本部（本部長：農水大臣、本部員：総務・文科・経産・国交・環境大臣）は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

<建築物木材利用促進協定>（第15条関係）

- 国又は**地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる**
- **地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは**、国の措置に準じて、**必要な措置を講ずるよう努める**

【基本方針（令和3年10月1日本部決定）のポイント】

【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、**公共建築物における木材の利用の促進**はもとより、**建築物一般における木材利用の促進**に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、**建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知**するとともに、**協定を締結した場合には必要な措置を講ずるよう努める**

総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付けで、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
 - ・ **庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進**について、**積極的に検討**いただくこと ※**地域木材を利用した施設整備には地域活性化事業債を活用可能**
 - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、**事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定締結を積極的に働きかけ**るとともに、**協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行う**こと
- その後も、地方公共団体宛に通知を発出し、**地域木材を利用した図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も地域活性化事業債の対象**となることを周知するとともに、**木材利用の促進に取り組んでいただくよう依頼**（R4.4、R6.1、R6.2）
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の**地方公共団体向けの会議においても、継続的に依頼**

財政措置

【地方財政措置】

- 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備に**地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率30%）**を充当可能
- **地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策等に要する経費を普通交付税措置**
- 地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等、木材乾燥施設の整備促進等に要する経費を**特別交付税措置**（措置率0.5または0.3）

消防法施行令の改正の背景について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条の規定による建築基準法の一部改正により、建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化、防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設が行われた（令和6年4月1日施行）。

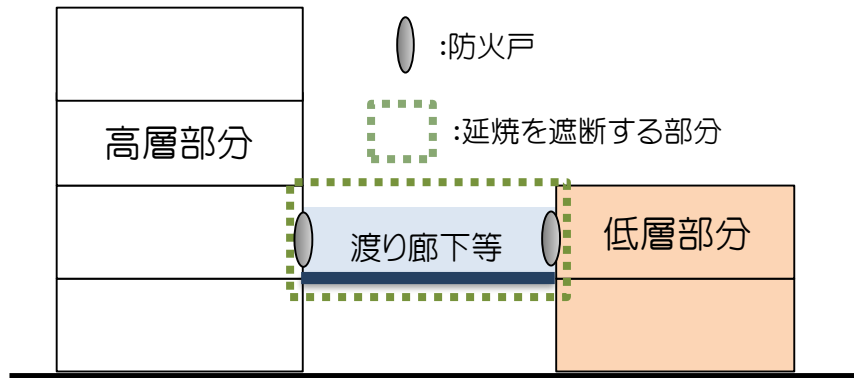
消防法施行令で定める消防用設備等の技術基準では、建築基準法令の防火規制を前提とした基準があることから、改正後の建築基準法令との整合性を図ることについて、「予防行政のあり方に関する検討会」（座長：関澤愛 東京理科大学教授）で検討を行った。

～建築基準法の改正概要（イメージ）～

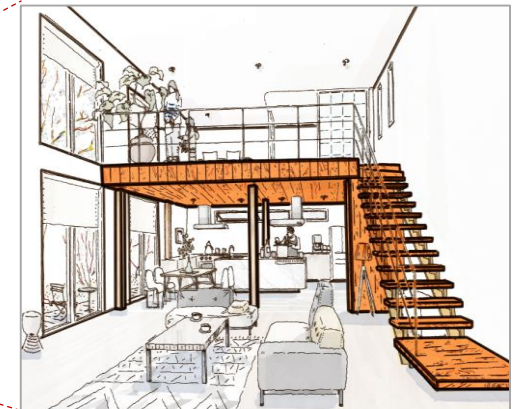
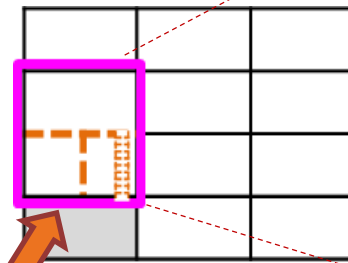
（改正前）大規模・高層棟の建築物は、主要構造部（壁、柱、床等）の全ての部分に例外なく一律の耐火性能を要求

（改正後）延焼を遮断する部分（防火戸等）を設ければ、防火上別棟として扱う

（改正後）延焼を遮断する区画（一住戸程度）内の木造化を可能に



□：延焼を遮断する区画



メゾネット住戸内の一部を木造化

これらの部分に木材利用が可能となる

消防法施行令の改正内容について

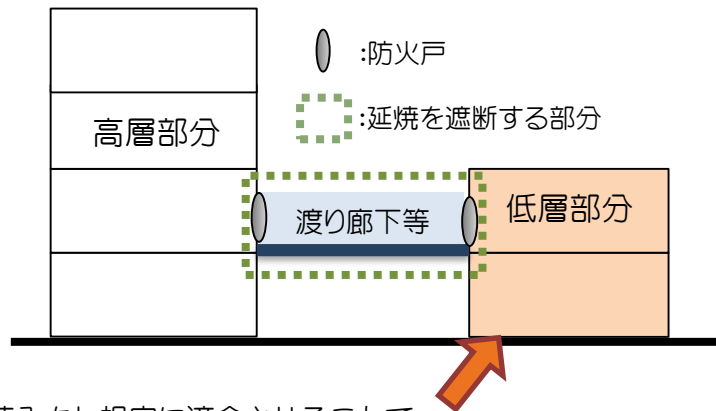
防火安全性の確保を前提として、建築基準法の改正と整合を図るよう、消防法施行令で定める消防用設備等の技術基準に係る規定を整備

1. 改正内容

(1) 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充 (令第8条)

- 建築基準法上の防火規制に係る別棟みなし規定と同様に、防火対象物が渡り廊下等で接続されていたとしても、防火戸や十分な耐火性能の渡り廊下等で延焼が遮断される場合には、それぞれの防火対象物を別の防火対象物とみなすこととする。

<高層部分に、渡り廊下を介して低層部分を接続した場合の例>



別棟みなし規定に適合させることで、
低層部分はその規模等に応じた簡易な消防用設備等で対応可能

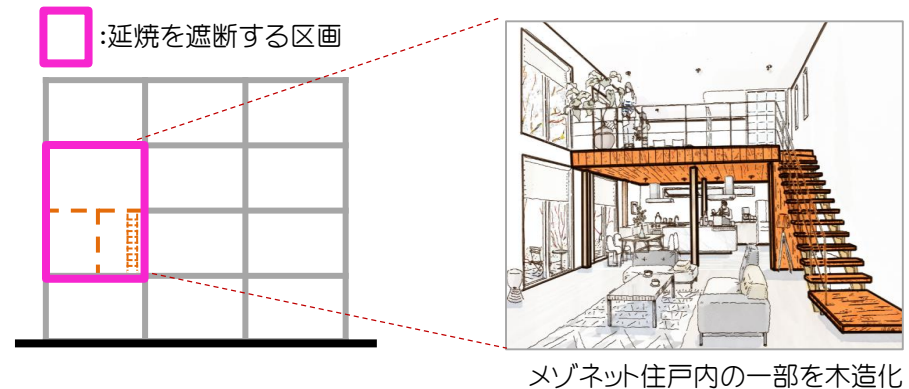
2. 施行期日等

公布日 : 令和6年1月17日

施行期日: 令和6年4月1日

(2) 耐火建築物等の主要構造部(壁・柱・床等)に係る 木材利用の基準緩和(令第11条等)

- 改正建築基準法により認められた、延焼を遮断する区画内の主要構造部の一部に木材を利用した耐火建築物等については、火災時に建築物全体が倒壊・延焼しないことを要件としているため、主要構造部の全てが耐火構造の耐火建築物等と同様に、一部の基準(屋内消火栓設備の設置基準等)を緩和する。



【例】屋内消火栓設備の設置基準の緩和(マンションの例)

原則	面積	
	小 ←	→ 大
設置不要	設置不要	設置必要 (700㎡以上)
耐火構造	設置不要	設置必要 (1,400㎡以上)
耐火構造+内装制限	設置不要	設置必要 (2,100㎡以上)

↑ 今回の改正により、主要構造部の一部に木材を利用した耐火建築物等も
屋内消火栓設備の設置基準が緩和される